- 1.債券の名称 政府保証第5回西日本高速道路債券
- 2.債券の総額 金250億円
- 3.各債券の金額 10万円

本債券は、社債等の振替に関する法律(平成13年法律 12.申 込 期 日 平成19年1月15日 第75号)の規定の適用を受けるものとする。

- 4.利 率 年1.8パーセント
- 5.発 行 価 額 額面100円につき金99円50銭
- 6.償 還 金 額 額面100円につき金100円
- 7. 償還の方法及び期限
 - (1)本債券の元金は、平成29年1月25日にその全額を償
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に 繰り上げる。
 - (3)買入消却は、いつでもすることができる。
- 8. 利息支払の方法及び期限
 - (1)利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平 成19年8月28日を第1回の利払期日としてその日 までの分を支払い、その後、毎年2月28日及 び8月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支 払う。
 - (2)発行日の翌日から平成19年2月28日までの期間に つき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満 たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算 する。
 - (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その 前日に繰り上げる。
 - (4)償還期日後は、利息をつけない。
- 9.元利金支払保証 本債券総額250億円の元金及び利息の 支払については、日本国政府により保証されている。
- 10.債 務 引 受 独立行政法人日本高速道路保有・債務返 済機構法の規定により、本債券に係る債務が独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けら れた場合、同機構は、西日本高速道路株式会社と連帯し て当該債務を負う。
- 11.担
 - (1)本債券の債権者は、高速道路株式会社法の規定により、 西日本高速道路株式会社の財産について、他の債権者に 先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - (2)本要項第10号に定める債務引受がなされた場合、本債 券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返 済機構法の規定により、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構の財産についても、他の債権者(日本 高速道路保有・債務返済機構債券の債権者を除く。) に

先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- (3)(2)の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済 機構債券の債権者の先取特権と同順位となる。
- 13. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第16号の引 受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。
- 14. 払 込 期 日 平成19年1月25日
- 15. 社債管理会社 株式会社みずほコーポレート銀行
- 16. 引受並びに募集の取扱者

株式会社みずほコーポレート銀行(代表)

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社りそな銀行

株式会社新生銀行

株式会社あおぞら銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社横浜銀行

株式会社静岡銀行

株式会社足利銀行

株式会社山口銀行

株式会社北陸銀行

株式会社福岡銀行

みずほ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

株式会社東日本銀行

株式会社京葉銀行

信金中央金庫

城南信用金庫

農林中央金庫

大和証券エスエムビーシー株式会社

日興シティグループ証券株式会社

野村證券株式会社

みずほインベスターズ証券株式会社

- 17.振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構
- 18. 新証券コード JP365820A717